

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市皆生市民プール
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目18番3号
(3) 構造	プール棟 鉄筋コンクリート造2階建て 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建て トレーニング棟 鉄骨鉄筋造2階建て
(4) 敷地面積	14,325 m ²
(5) 建築面積	プール棟 1,651.30 m ² (延べ床面積2,102 m ²) 管理棟 766.25 m ² (延べ床面積1,414 m ²) トレーニング棟 999.80 m ² (延べ床面積1,490 m ²)
(6) 開館日	昭和55年3月22日
(7) 主な施設内容	<p>【プール棟】 大プール 25m 6コース 水深100cm～120cm 小プール 幼児用(滑り台付き) 水深60cm～90cm 観覧席(2階)20人程度、管理室、監視員室、更衣室、シャワー室(男・女)、多目的更衣室兼シャワー室、身体障がい者用トイレ、採暖室、</p> <p>【管理棟】 事務室、研修室、</p> <p>【トレーニング棟】 体育館(バスケットコート1面、バレーコート1面、バドミントンコート1面、卓球4台、ランニングデッキ1周75m)</p> <p>【駐車場】 72台(身体障がい者用4台)</p>
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	米子市では、体育施設条例に基づき、スポーツの推進及び市民の心身の健全な発達に寄与するため、体育施設を設置している。また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができる生涯スポーツの推進を図ることとしており、その目的達成のため体育施設の管理運営を行っていく。
(9) 施設の現状	<p>屋内プールは、25mプールと幼児用プールを備え、適切なコース及びクラスの設定をした多くの水泳教室を実施するなど、子ども、高齢者、身体に障がいのある方を始め、全ての市民に安心して使用されており、市内のスポーツの普及及び振興並びに市民の健康増進に資する施設として運営されている。</p> <p>また、体育館においては、バドミントン教室、ジュニアトライ</p>

	<p>アスロン教室などの開催により、広く市民に対してスポーツに親しむ機会が提供されている。</p> <p>その他にも、レクリエーションカヌーなど皆生温泉旅館組合と提携した体験型観光の実施、全日本トライアスロン皆生大会開催時の大会本部としての施設提供など様々な利用促進策が講じられている。</p>																																																		
<p>(10) 施設の運営状況（令和元年度の概要）</p>	<p>ア 利用人数及び利用料金収入額</p> <table border="1" data-bbox="531 600 1337 1160"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">有料</th> <th colspan="2">減免</th> </tr> <tr> <th>人数(人)</th> <th>金額(円)</th> <th>人数(人)</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プール</td> <td>25,782</td> <td>8,977,460</td> <td>27,064</td> <td>12,594,490</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>14,114</td> <td>448,630</td> <td>6,131</td> <td>151,190</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>846</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>スポーツ教室</td> <td>17,231</td> <td>8,669,590</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>イベント</td> <td>130</td> <td>75,050</td> <td>30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>1,069,849</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>57,257</td> <td>19,240,579</td> <td>34,071</td> <td>12,745,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他収入は、自動販売機手数料等によるものである。</p> <p>※減免利用について</p> <table border="1" data-bbox="531 1249 1337 1563"> <tbody> <tr> <td>障がい者及びその介護者、高齢者（70歳以上）並びに要介護者及びその介護者</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒又は学生（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合に限る）</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>県民の日（9月12日）に個人利用をする者</td> <td>免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳教室〔一般、幼児、小学生、水中運動〕 ・水中運動〔フリーリハビリ〕 ・短期水泳教室〔幼児（初心者）、幼児（バタ足5m以上）、小学生（初心者以上）、クロール13m以上、クロール25m、3泳法〕 ・プチ・レッスン ・バドミントン教室〔Jr、初心者、中級者、実践練習〕 		有料		減免		人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)	プール	25,782	8,977,460	27,064	12,594,490	体育館	14,114	448,630	6,131	151,190	研修室	—	—	846	—	スポーツ教室	17,231	8,669,590	—	—	イベント	130	75,050	30	0	その他	—	1,069,849	—	—	合計	57,257	19,240,579	34,071	12,745,680	障がい者及びその介護者、高齢者（70歳以上）並びに要介護者及びその介護者	免除	児童、生徒又は学生（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合に限る）	免除	県民の日（9月12日）に個人利用をする者	免除
	有料		減免																																																
	人数(人)	金額(円)	人数(人)	金額(円)																																															
プール	25,782	8,977,460	27,064	12,594,490																																															
体育館	14,114	448,630	6,131	151,190																																															
研修室	—	—	846	—																																															
スポーツ教室	17,231	8,669,590	—	—																																															
イベント	130	75,050	30	0																																															
その他	—	1,069,849	—	—																																															
合計	57,257	19,240,579	34,071	12,745,680																																															
障がい者及びその介護者、高齢者（70歳以上）並びに要介護者及びその介護者	免除																																																		
児童、生徒又は学生（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合に限る）	免除																																																		
県民の日（9月12日）に個人利用をする者	免除																																																		

- ・ 3 B 体操〔成人コース〕
- ・ わんぱく体操教室〔児童体育〕
- ・ ジュニアトライアスロン教室
- ・ 浮いて待て講習会ほか

教室名	参加者数（人）		収入額（円）
	延べ人数	実人数	
水泳教室	12,536	1,667	7,010,700
短期水泳教室	77	39	70,250
プチ・レッスン	514	514	—
バドミントン教室	2,316	225	926,530
3 B 体操	144	22	79,050
わんぱく体操教室	468	57	110,640
トライアスロン教室	1,767	188	542,670
浮いて待て講習会	507	507	—
とっとりけん玉道選手権	16	16	4,800
高齢者体力測定会	5	5	—
ニュースポーツ体験会	21	21	—
水辺の安全教室	17	17	—
Jr バドミントン大会	16	16	—
合計	18,404	3,294	8,744,640

オ 管理運営費（支出額の合計） 67,073千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

3 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 水泳場の施設、設備及び器具（以下「施設等」という）の維持管理に関すること。

- (ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃
- (イ) 施設等の警備
- (ウ) 浄化槽の維持管理
- (エ) ボイラーの保守管理
- (オ) 防災設備の点検
- (カ) 循環浄化装置の保守
- (キ) 施設等に係る経費（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、燃料費、廃棄物処分費等）の支払
- (ク) 敷地内にある樹木等植物の適切な管理育成
- (ケ) 水泳場内に不法投棄又は放置された廃棄物（自転車等）の処分

イ 水泳場の施設等の利用に関すること。

- (ア) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
- (イ) 各種届出書の受付
- (ウ) 使用料の徴収、減額、免除及び還付
- (エ) 利用者の応接

ウ 水泳場の利用の促進に関すること。

- (ア) 広報活動の実施
- (イ) イベント等の誘致

エ 水泳場の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。

- (ア) 水泳教室の企画及び実施
- (イ) その他自主事業の企画及び実施

オ その他水泳場の管理業務のうち、次に掲げるもの

- (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
- (イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個

人情報をいう。以下同じ)の保護に関する措置

- (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
- (エ) 事業報告書の作成及び提出
- (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
- (カ) 水泳場の施設のモニタリングに関する市の指示に基づく確認並びに資料等の作成及び提出
- (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
- (ク) その他水泳場の管理業務に係る庶務、経理等の事務

管理の基準

指定管理者は、次により、水泳場の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければならない。
- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての水泳場の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な水泳場の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、水泳場の施設等について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、水泳場の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、水泳場の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めなければならない。

イ 基本的事項

- (ア) 水泳場の使用時間及び休場日は、体育施設条例第3条に定めるところによらなければならない。ただし、指定管理者は、経済部文化観光局長の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) 指定管理者は、体育施設条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、体育施設条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。
- (ウ) 指定管理者は、体育施設条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、水泳場の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、水泳場への入場を拒否し、又は水泳場からの退場を命ずることができる。
- (エ) 水泳場の使用料は、指定管理者が、体育施設条例第9条に規定する使用料の金

額の範囲内において、あらかじめ経済部文化観光局長の承認を受けて定め、水泳場の施設等の使用者から徴収しなければならない。なお、徴収した使用料は、指定管理者の収入として収受すること。

- (オ) 指定管理者は、水泳場の使用料を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、経済部文化観光局長が定める。
- (カ) 指定管理者は、経済部文化観光局長が認める場合に限り、水泳場の使用料の全部又は一部を還付することができる。なお、還付の基準は、体育施設条例第12条に規定するもののほか、経済部文化観光局長が定める。
- (キ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (ク) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し経済部文化観光局長と同様の責務を有するものとし、経済部文化観光局長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (ケ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を経済部文化観光局長と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、水泳場には、職員のうちから、水泳場の統括責任者として場長1人を、これを補佐する者として副場長1人を置くものとする。また、指定管理者は、日本水泳連盟プール公認規則に規定するプール管理者並びに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等水泳教室その他の自主事業及び利用者の安全対策の実施に必要な資格を有する者を水泳場に置くものとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を経済部文化観光局長に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も、同様とする。
- (ウ) 指定管理者は、職員に対し、管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (エ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう）が生じたときは、直ちにその旨を経済部文化観光局長に報告し、その処理方法について経済部文化観光局長と協議しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないもの

とする。

- (カ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、水泳場の施設等及び水泳場に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、水泳場にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、経済部文化観光局長に報告しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかなければならない。
- (ウ) 指定管理者は、手続条例第 11 条及び手続規則第 6 条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、経済部文化観光局長に提出しなければならない。
- (エ) 指定管理者は、手続規則第 7 条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、経済部文化観光局長に提出しなければならない。
- (オ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ経済部文化観光局長の承認を受けた一部の業務（清掃、警備等）については、この限りでない。
- (カ) 指定管理者は、水泳場の施設等のモニタリングに関して、経済部文化観光局長の指示に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを経済部文化観光局長に提出しなければならない。

市が直接行う業務

- (1) 水泳場の目的外使用の許可その他の教育委員会に専属する権限に基づく事務に関すること。
- (2) 市が主催する事業の企画及び実施に関すること。

4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料並びに水泳場の使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

5 その他の条件

- (1) 指定管理者は、水泳場の管理業務を開始する日までに、市及び現に当該管理業務を行っている公益財団法人鳥取県スポーツ協会・一般財団法人鳥取県水泳連盟共同企業体から事務引継ぎを受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、水泳場の管理業務の処理に当たり、水泳場の利用者で構成する団

体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。

- (3) 指定管理者は、市が主催する事業（競技団体が実施するものを含む）に協力しなければならない。
- (4) 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、水泳場の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。
- (5) 市では体育施設の利用予約に際し、指定管理業務の期間中にインターネット予約システムの導入を計画しているため、導入された際には、指定管理者はインターネット予約システムに必要な体制を整備しなければならない。
- (6) 指定管理者は本市の「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき印刷、清掃、除草等の作業を、可能な限り、障がい者就労施設等から優先して調達するものとする。